

第 1 回消防学校における教育訓練に関する検討会 (配布資料)

【議事資料】

資料 1 消防学校における教育訓練に係る関係法令等

資料 2 消防学校の設置状況

資料 3 消防職員の教育訓練体系（消防学校の教育訓練の基準）

資料 3－別添 1 消防学校の教育訓練の基準 別表第一

資料 3－別添 2 消防学校の教育訓練の基準 別表第二

資料 3－別添 3 消防学校の教育訓練の基準 別表第三

資料 4 平成 25 年度消防学校の教育訓練に関する調査結果の概要

資料 5 消防学校における教育訓練実施状況（消防職員）

資料 6 道府県消防学校と政令市消防学校の教員の連携について

資料 7 消防学校間の連携について

資料 8 消防学校の施設、人員及び運営の基準 別表第一～三

資料 9 消防学校における実践的訓練施設

資料 10 消防学校における女性専用施設等の整備状況に係る調査結果

参考資料 1 消防学校の教育訓練の基準（平成 15 年消防庁告示第 3 号）

参考資料 2 消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和 46 年消防庁告示第 1 号）

参考資料 3 「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標について

（平成 15 年消防庁消防課長通知消防消第 220 号）

別添 消防学校の教育訓練に関する調査（実態調査） 調査票（案）

消防学校における教育訓練に係る関係法令等

1 消防組織法（抄）

（消防庁の任務及び所掌事務）

第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

（一～四略）

五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項

六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項

（以下略）

（教育訓練機関）

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

（都道府県の消防に関する所掌事務）

第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項

（以下略）

（消防学校等）

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

(以下略)

2 総務省組織令(抄)

(消防・救急課の所掌事務)

第四百七十七条 消防・救急課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(一～四略)

五 消防職員及び消防団員の教養訓練の基準に関すること。

六 国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員の教育訓練に関すること。

(以下略)

(消防大学校)

第五百二十二条 消防庁に、消防大学校を置く。

2 消防大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。

(一～二略)

三 国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行うこと。

四 消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助を行うこと。

(五～七略)

八 住民の自主的な防災組織を構成する者に対する消防に関する教育訓練に関し、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

(以下略)

3 消防庁が定める基準等

○消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)

○消防学校の施設、人員及び運営の基準(昭和46年消防庁告示第1号)

・「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標について

(平成15年消防庁消防課長通知消防消第220号)

消防学校の設置状況(平成26年4月1日現在)

※「平成25年度全国消防学校要覧・職員録」等を基に作成

	都道府県	消防学校名	設置時期	現校舎整備時期
1	北海道	北海道消防学校	昭和23年10月	昭和40年12月
2	青森県	青森県消防学校	昭和35年5月	昭和54年9月
3	岩手県	岩手県消防学校	昭和28年2月	昭和49年3月
4	宮城県	宮城県消防学校	昭和31年5月	平成23年11月
5	秋田県	秋田県消防学校	昭和35年2月	平成2年7月
6	山形県	山形県消防学校	昭和28年5月	平成10年4月
7	福島県	福島県消防学校	昭和30年8月	平成13年11月
8	茨城県	茨城県立消防学校	昭和35年9月	昭和57年4月
9	栃木県	栃木県消防学校	昭和37年4月	平成4年10月
10	群馬県	群馬県消防学校	昭和39年4月	昭和54年4月
11	埼玉県	埼玉県消防学校	昭和25年5月	昭和54年1月
12	千葉県	千葉県消防学校	昭和36年4月	昭和46年7月
13	東京都	東京都消防訓練所	※東京消防庁消防学校に記載	
14	神奈川県	神奈川県消防学校	昭和23年3月	平成6年5月
15	新潟県	新潟県消防学校	昭和27年4月	昭和56年8月
16	富山県	富山県消防学校	昭和28年4月	平成24年4月
17	石川県	石川県消防学校	昭和31年4月	昭和57年12月
18	福井県	福井県消防学校	昭和34年10月	平成8年4月
19	山梨県	山梨県消防学校	昭和40年4月	昭和50年5月
20	長野県	長野県消防学校	昭和31年4月	昭和60年4月
21	岐阜県	岐阜県消防学校	昭和41年4月	昭和48年12月
22	静岡県	静岡県消防学校	昭和28年4月	昭和60年10月
23	愛知県	愛知県消防学校	昭和39年10月	昭和52年9月
24	三重県	三重県消防学校	昭和31年7月	平成8年7月
25	滋賀県	滋賀県消防学校	昭和38年4月	昭和60年4月
26	京都府	京都府立消防学校	昭和51年9月	昭和55年3月
27	大阪府	大阪府立消防学校	昭和23年3月	平成21年3月
28	兵庫県	兵庫県消防学校	昭和23年4月	平成16年4月
29	奈良県	奈良県消防学校	昭和46年4月	昭和48年4月
30	和歌山県	和歌山県消防学校	昭和52年4月	昭和52年4月
31	鳥取県	鳥取県消防学校	昭和58年4月	昭和58年4月
32	島根県	島根県消防学校	昭和44年4月	平成元年4月
33	岡山県	岡山県消防学校	昭和41年1月	平成5年7月
34	広島県	広島県消防学校	昭和23年4月	昭和57年4月
35	山口県	山口県消防学校	昭和25年7月	平成7年4月
36	徳島県	徳島県消防学校	昭和39年6月	平成16年4月
37	香川県	香川県消防学校	昭和40年7月	平成17年4月
38	愛媛県	愛媛県消防学校	昭和38年10月	平成2年4月
39	高知県	高知県消防学校	昭和35年8月	平成5年3月
40	福岡県	福岡県消防学校	昭和23年3月	昭和48年11月
41	佐賀県	佐賀県消防学校	昭和36年9月	昭和47年7月
42	長崎県	長崎県消防学校	昭和37年6月	昭和58年4月
43	熊本県	熊本県消防学校	昭和38年10月	昭和56年4月
44	大分県	大分県消防学校	昭和38年3月	平成2年4月
45	宮崎県	宮崎県消防学校	昭和24年4月	平成8年2月
46	鹿児島県	鹿児島県消防学校	昭和36年7月	平成9年6月
47	沖縄県	沖縄県消防学校	昭和47年5月	平成8年12月

	指定都市等	消防学校名	設置時期	現校舎整備時期
48	札幌市	札幌市消防学校	平成11年11月	平成11年11月
49	千葉市	千葉市消防学校	平成8年4月	平成8年4月
50	横浜市	横浜市消防訓練センター	昭和51年4月	昭和51年4月
51	名古屋市	名古屋市消防学校	昭和23年3月	昭和43年3月
52	京都市	京都市消防学校	昭和23年3月	平成21年3月
53	神戸市	神戸市消防学校	昭和33年6月	昭和54年4月
54	福岡市	福岡市消防学校	昭和48年4月	昭和53年7月
55	東京都	東京消防庁消防学校	昭和23年5月	平成7年3月

※ は政令市、特別区にも消防学校が設置されている都道府県を示す。

■消防職員の教育訓練体系(消防学校の教育訓練の基準)

種類	種目	種別	教科目	時間数	時間数合計	対象
初任教育 (第3条第2項) (別表第一)	基礎教育	—	7科目	87時間	800時間	新たに採用した消防職員すべて
	実務教育	—	12科目	223時間		
	実科訓練	—	6科目	355時間		
	その他	—	3科目	135時間		
専科教育 (第3条第4項) (別表第二)	—	警防科	11科目	70時間	70時間	現任の消防職員
	—	特殊災害科	8科目	49時間	49時間	
	—	予防査察科	10科目	70時間	70時間	
	—	危険物科	7科目	35時間	35時間	
	—	火災調査科	10科目	70時間	70時間	
	—	救急科	5科目	250時間	250時間	
	—	救助科	10科目	140時間	140時間	
幹部教育 (第3条第5項) (別表第三)	—	初級幹部科	9科目	70時間	70時間	主として消防司令補(部隊または係の長である消防士長を含む。)
	—	中級幹部科	9科目	49時間	49時間	主として消防司令(組織の管理を職務とする消防司令補を含む。)
	—	上級幹部科	6科目	21時間	21時間	主として消防司令長以上
特別教育 (第3条第6項)	—	—	※特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。(第7条)			

消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)

別表第一

消防職員に対する初任教育の標準的な教科目及び時間数

種 目	教 科 目	時 間 数
基礎教育	倫理	5時間
	情操	4 "
	法制通論	15 "
	消防法	12 "
	消防制度	8 "
	サービスと勤務	28 "
	理化学	15 "
	小 計	87 "
実務教育	予防広報	20 "
	危険物	8 "
	消防用設備	12 "
	査察	24 "
	建築	10 "
	安全管理	12 "
	特殊災害と保安	10 "
	火災防ぎよ	30 "
	火災調査	15 "
	防災	22 "
	救急	50 "
	消防機械・ポンプ	10 "
	小 計	223 "
実科訓練	訓練礼式	50 "
	消防活動訓練	80 "
	救助訓練	40 "
	機器取扱訓練	50 "
	消防活動応用訓練	80 "
	体育	55 "
	小 計	355 "
その他	実務研修	35 "
	選択研修	50 "
	行事その他	50 "
	小 計	135 "
計		800 "

消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)

別表第二

消防職員に対する専科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

1 警防科

教科目	時間数
講話	1時間
警防行政の現状と課題	3 "
防災	5 "
警防対策	13 "
消防戦術と安全管理	14 "
図上訓練	10 "
実技訓練	12 "
事例研究	6 "
健康管理	3 "
効果測定	2 "
行事その他	1 "
計	70 "

2 特殊災害科

教科目	時間数
講話	1時間
特殊災害の概論	2 "
危険性物質等に係る基礎知識及び関係法	15 "
特殊災害に対する消防活動要領	16 "
特殊災害における安全管理	5 "
図上訓練	7 "
効果測定	2 "
行事その他	1 "
計	49 "

消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)

3 予防査察科

教 科 目	時 間 数
講話	1時間
予防査察行政の現状と課題	2 "
消防同意	6 "
査察	24 "
危険物規制	7 "
違反処理	14 "
査察実習	7 "
事例研究	6 "
効果測定	2 "
行事その他	1 "
計	70 "

4 危険物科

教 科 目	時 間 数
講話	1時間
危険物行政の現状と課題	2 "
危険物化学	5 "
危険物規制	21 "
事例研究	4 "
効果測定	1 "
行事その他	1 "
計	35 "

消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)

5 火災調査科

教 科 目	時 間 数
講話	1時間
原因調査関係法規	6 "
原因調査	25 "
損害調査	6 "
鑑定	2 "
調査実習	7 "
調査書類	14 "
事例研究	6 "
効果測定	2 "
行事その他	1 "
計	70 "

6 救急科

教 科 目	時 間 数
救急業務及び救急医学の基礎	50時間
応急処置の総論	73 "
病態別応急処置	67 "
特殊病態別応急処置	25 "
実習及び行事	35 "
計	250 "

7 救助科

教 科 目	時 間 数
講話	1時間
安全管理	21 "
災害救助対策	21 "
救急	7 "
救助器具取扱訓練	21 "
救助訓練	30 "
総合訓練	30 "
体育	3 "
効果測定	5 "
行事その他	1 "
計	140 "

消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)

別表第三

消防職員に対する幹部教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

1 初級幹部科

教科目	時間数
講話	4時間
訓練礼式	2 "
消防時事	10 "
消防財政	3 "
人事業務管理	12 "
安全管理	6 "
現場指揮	15 "
事例研究	15 "
行事その他	3 "
計	70 "

2 中級幹部科

教科目	時間数
講話	2時間
訓練礼式	1 "
消防時事	4 "
消防財政	2 "
人事業務管理	10 "
安全管理	4 "
現場指揮	8 "
事例研究	15 "
行事その他	3 "
計	49 "

3 上級幹部科

教科目	時間数
管理職の役割	2時間
業務管理	3 "
人事管理	3 "
危機管理	3 "
事例研究	8 "
行事その他	2 "
計	21 "

平成25年度消防学校の教育訓練に関する調査結果の概要

1. 消防職員を対象とする教育訓練の実施・計画状況

23年度・24年度実施状況及び25年度計画 (人)

	23年度実績	24年度実績	25年度計画
初任教育	6,208	6,438	6,476
警防科	959	1,060	1,342
特殊災害科	721	746	775
予防査察科	1,179	1,357	1,617
危険物科	444	505	585
火災調査科	1,129	1,100	1,288
救急科	4,573	4,564	4,685
救急Ⅱ課程	0	0	0
救助科	1,631	1,872	1,811
専科教育	10,636	11,204	12,103
初級幹部科	2,961	2,945	2,983
中級幹部科	1,148	1,010	1,085
上級幹部科	854	477	502
幹部教育	4,963	4,432	4,570
特別教育	10,224	13,880	10,557
合計	32,031	35,954	33,706

2. 初任教育の状況

(1)実施状況 (人)

	23年度実績	24年度実績	25年度計画
実施回数	87	87	88
受講者数	6,208	6,438	6,476
時間数	70,232	71,912	72,269

(2)採用年度における受講状況 (人)

	23年度実績	24年度実績	25年度計画
採用数	6,307	6,394	6,390
受講者数	5,876	6,044	6,082
受講率	93.2%	94.5%	95.2%

3. 人権教育の状況

	23年度実績	24年度実績	25年度計画
実施校数	52	52	52
教育課程数	113	116	99
時間数	420	361	320
受講者数	10,161	11,533	10,141
平均時間数	3.7	3.1	3.2
平均受講者数	89.9	99.4	102.4

4. 惨事ストレスに関する教育の実施状況

	23年度実績	24年度実績	25年度計画
実施校数	54	53	54
教育課程数	162	167	165
時間数	488	485	468
受講者数	10,823	11,148	11,609
平均時間数	3.0	2.9	2.8
平均受講者数	66.8	66.8	70.4

5. 連携して実施した教育訓練の状況

	23年度実績	24年度実績
実施校数	36	42
連携課程数	108	126
実施日数	651	830
対象者数	5,433	6,692

6. 自主防災組織構成員に対する教育の実施状況

	23年度実績	24年度実績	25年度計画
実施校数	20	20	17
実施回数	59	95	69
時間数	444	682	402
受講者数	2,304	3,055	2,835
平均回数	3.0	4.8	4.1
平均時間数	7.5	7.2	5.8
平均受講者数	39.1	32.2	41.1

7. 市民教育等

	23年度実績	24年度実績	25年度計画
実施校数	33	29	24
実施回数	233	169	80
時間数	1,309	1,355	798
受講者数	11,733	9,475	6,781
平均回数	7.1	5.8	3.3
平均時間数	5.6	8.0	10.0
平均受講者数	50.4	56.1	84.8

8. 教職員の状況

(人)

平成25年
4月1日
現在

学校長・副校長又は教頭			教員				
専任	兼任	小計	専任		兼任		小計
			うち消防本部からの派遣		うち消防本部からの派遣		
97	14	111	512	226	68	35	580
事務職員			その他			計	
専任	兼任	小計	専任	兼任	小計		
95	18	113	206	2	208	1012	

平成24年
4月1日
現在

学校長・副校長又は教頭			教員				
専任	兼任	小計	専任		兼任		小計
			うち消防本部からの派遣		うち消防本部からの派遣		
99	11	110	509	225	61	22	570
事務職員			その他			計	
専任	兼任	小計	専任	兼任	小計		
97	18	115	201	2	203	998	

9. 教育マニュアルの作成状況

	学校数	
	平成24年度	平成25年度
すべての教科目で作成している	4	4
一部の教科で作成している	17	17
作成していない	35	35

10. 消防団を対象とする教育訓練の実施

(1) 23年度実績 (人)

	23年度実績		
	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	3,337	800	4,137
警防科	940	4,131	5,071
機関科	1,277	1,408	2,685
専科教育	2,217	5,539	7,756
初級幹部科	2,749	1,228	3,977
中級幹部科	2,656	0	2,656
幹部教育	5,405	1,228	6,633
特別教育	11,244	21,852	33,096
合計	22,203	29,419	51,622

(2) 24年度実績 (人)

	24年度実績		
	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	5,167	643	5,810
警防科	933	5,208	6,141
機関科	1,348	1,412	2,760
専科教育	2,281	6,620	8,901
初級幹部科	3,493	979	4,472
中級幹部科	3,027	0	3,027
幹部教育	6,520	979	7,499
特別教育	10,450	23,884	34,334
合計	24,418	32,126	56,544

(3) 25年度計画 (人)

	25年度計画		
	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	4,798	4,117	8,915
警防科	1,438	4,500	5,938
機関科	1,655	1,500	3,155
専科教育	3,093	6,000	9,093
初級幹部科	3,844	500	4,344
中級幹部科	3,442	0	3,442
幹部教育	7,286	500	7,786
特別教育	8,255	17,030	25,285
合計	23,432	27,647	51,079

道府県消防学校と政令市消防学校の教員の連携について

※消防学校と本部の連携及び道府県の消防学校と政令市の消防学校の連携について、全国消防学校長会を通じて調査（平成24年度）

※調査対象：12校（北海道、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県）

消防学校	基準 教員 数	教員 数	内訳	政令市消防学校から道府県消防学校への派遣者数 （※政令市からの派遣がない場合は政令市以外の消防本部からの派遣者数）
北海道	15	15	道職員10名 消防本部からの派遣5名	※旭川市消防本部など計5本部から各1名
札幌市	9	16		札幌市から道への派遣なし
千葉県	13	13	県職員7名 消防本部からの派遣6名	※市川市消防局など計6本部から各1名
千葉市	5	5		千葉市から県への派遣なし
神奈川県	17	17	県職員6名 消防本部11名	川崎市消防局3名、ほかに相模原市消防局など計8本部から各1名
横浜市	15	33		横浜市から県への派遣なし
愛知県	15	14	県職員4名 消防本部からの派遣10名	名古屋市消防局2名、ほかに一宮市など計8本部から各1名
名古屋市	7	11		2名
京都府	5	5	府職員1名 消防本部からの派遣4名	京都市消防局1名、ほかに京田辺市など計3本部から各1名
京都市	9	23		1名
兵庫県	11	10	県職員4名 消防本部からの派遣6名	神戸市消防局1名、ほかに姫路市など計5本部から各1名
神戸市	5	8		1名
福岡県	9	9	県職員6名 消防本部からの派遣3名	福岡市消防局1名、北九州市消防局1名、ほか宗像市1名
福岡市	6	6		1名

【参考】 政令市に消防学校が設置されていない県

宮城県	9	10	県職員0名 消防本部からの派遣10名	仙台市消防局2名、ほかに石巻市など計7本部から計8名
新潟県	7	7	県職員3名 消防本部からの派遣4名	新潟市消防局1名、ほかに三条市など計3本部から計3名
静岡県	13	12	県職員2名 消防本部からの派遣10名	静岡市消防局1名、浜松市消防局1名、ほかに沼津市など計8本部から各1名
岡山県	11	8	県職員3名 消防本部からの派遣5名	岡山市消防局3名、倉敷市ほか計2本部から各1名

《参 考》 消防学校教員数

～ 平成25年版消防白書より ～

(平成25年4月1日現在) (単位:人)

学校長・副校長又は教頭			教員					事務職員			その他			計
専任	兼任	小計	専任	派遣	兼任	派遣	小計	専任	兼任	小計	専任	兼任	小計	
97	14	111	512	226	68	35	580	95	18	113	206	2	208	1,012

- (備考) 1 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成
 2 教員のうち、「派遣」とは消防本部から派遣され、消防学校の職務に従事する教員をいう。
 3 「専任」とは、常時、消防学校の職務に従事する職員をいう。
 4 「兼任」とは、消防学校以外の職務にも従事する職員をいう。

消防学校間の連携について

※「平成 25 年度消防学校の教育訓練に関する調査結果（平成 24 年度実績）」より

【県と県の連携】

連携状況	連携範囲	内容
岩手県消防学校 — 宮城県消防学校 — 福島県消防学校	一部	初任教育（合同体育）
神奈川県消防学校 — 富山県消防学校	一部	救助科（火災救助訓練、堅坑低所救助訓練、中山間地転落救助訓練）
富山県消防学校 — 石川県消防学校	一部	救助科（火災救助訓練、堅坑低所救助訓練、中山間地転落救助訓練）
富山県消防学校 — 愛知県消防学校	一部	初任教育科（火災対応訓練、濃煙熱気防御、水圧開放解錠、高層建物火災防御）
富山県消防学校 — 福井県消防学校	一部	警防科（濃煙熱気室救助訓練、模擬家屋火災防御）
静岡県消防学校 — 愛知県消防学校	一部	初任教育科（火災対応訓練、渡過訓練、消防活動応用訓練、救助訓練、ホース搬送訓練）
三重県消防学校 — 鳥取県消防学校	一部	初任教育（A F T 訓練）
三重県消防学校 — 奈良県消防学校	一部	初任教育（A F T 訓練）
山口県消防学校 — 愛媛県消防学校	一部	初任教育（実火災防御・消防活動訓練、水災害訓練、安全管理講義）
徳島県消防学校 — 高知県消防学校 — 香川県消防学校	一部	初任教育（合同訓練）
佐賀県消防学校 — 長崎県消防学校	一部	初任教育（通常点検、体力錬成、交換授業）
岡山県消防学校 — 香川県消防学校	全部	特殊災害科

※ A F T : 模擬消火訓練装置 (Advanced Fire-fighting Training system)

【都道府県内の連携】

連携状況	連携範囲	内容
北海道消防学校 — 札幌市消防学校	一部	初任教育（合同体育）
千葉県消防学校 — 千葉市消防学校	一部	初任教育（水上安全法、駅伝大会）、火災調査科（共同開講）、訓練指導科（市から派遣）
	一部	初任教育（山岳耐久訓練）、初級幹部科（合同教育）
神奈川県消防学校 — 横浜市消防学校	全部	救急救命士研修初任教育
京都府消防学校 — 京都市消防学校	全部	特殊災害科、予防査察科、火災調査科（それぞれ市が受入れ）
大阪府消防学校 — 大阪市消防学校	全部	予防査察科、はしご車技術講習（それぞれ府が受入れ）

消防学校の施設、人員及び運営の基準

別表第一（第三条関係）

区分		名称
教育訓練施設	教室	普通教室、大教室、各種実験室、視聴覚教室
	講堂	講堂
	資料室	図書室、展示室
	消防訓練場	訓練場、訓練塔、放水訓練用施設、水難救助訓練用施設、消火訓練施設、屋内訓練場
	体力錬成施設	体力錬成施設
管理施設		校長室、職員室、講師控室、宿直室、医務室、会議室
宿泊施設	学生寮	寄宿自習室、娯楽室、洗面・洗濯室、浴場
	食堂等	食堂、調理室、調理職員控室
その他		車庫、洗浄乾燥施設、その他地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

本表…全部改正〔平成一〇年一二月消告七号〕

消防学校の施設、人員及び運営の基準

別表第二(第四条関係)

区分	品名
理化学教育教材及び教具	引火点測定器、石油燃焼実験装置、化学実験機器、分子構造模型、消火実験装置、温度測定器、電気測定器具、分析装置、化学実験装置、物理実験装置等
予防、査察教育教材及び教具	消防用設備、消防用設備検査器具、消火器及びカット模型、危険物施設カット模型、危険物施設検査器具、査察関係測定器、建物構造断面模型、防火建材、防火戸、電気回路模型、屋内配線模型、電気設備機器、RI測定器、調査用器具等
警防教育教材及び教具	発泡装置、発煙装置、空気呼吸器、救助用資器材、車載無線機、携帯無線機、安全管理機器等
防災教育教材及び教具	気象関係機器、水防工法模型、水防工作用資器材、舟艇等救助資器材等
救急教育教材及び教具	人体模型、人工呼吸用器材、応急処置用資器材、担架、包帯訓練用模型、救急医療器具等
機械教育教材及び教具	自動車構造機能装置、ポンプ装置、運転訓練用自動車、整備実習用自動車、自動車整備用器具、水力実験測定装置等
実科訓練教材及び教具	消防ポンプ自動車、放水器具、特殊消防自動車、ロープ類、保安帽、照明器具、破壊器具、救助用人形、防火被服等個人装備、火点確認装置等
体育訓練教材及び教具	機械体操器材、球技用器材、陸上競技用器材、サーキットトレーニング器材、柔剣道器材、体位・体力・体調測定器材等
視聴覚教育教材及び教具	オーバーヘッドプロジェクター、スライドプロジェクター、写真設備、ビデオ装置、拡声装置、OA機器、図書等
その他	地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

本表…全部改正〔平成一〇年一二月消告七号〕

消防学校の施設、人員及び運営の基準

別表第三(第七条関係)

学生数	教員数
六十人未満	五人以上
六十人以上八十人未満	七人以上
八十人以上百人未満	九人以上
百人以上百二十人未満	十一人以上
百二十人以上百六十人未満	十三人以上
百六十人以上二百人未満	十五人以上
二百人以上二百四十人未満	十七人以上
二百四十人以上	十七人に二百四十人をこえる学生数四十人ごとに二人を加えた数以上

備考 学生数は、年間平均在籍数を示す。

本表…一部改正〔平成一〇年一二月消告七号〕

消防学校における実践的訓練施設

～平成23年6月 実践的訓練施設一覧より～

ブロック	都道府県 政令市	施設名称	当該施設での主な訓練内容	設置年	他校への 貸し出し
道東 北 北 海	宮城県	耐熱耐煙訓練棟	濃煙と熱気により火災建物の内部状況を擬似的につくり、訓練できる施設	S58	なし
	福島県	模擬消火訓練装置(AFT)	プロパンガスバーナーによって火災や模擬煙を発生させるとともに、火勢を制御する消火訓練システム施設	H17	なし
関東 ブ ロ ッ ク	神奈川県	第1訓練棟(燃焼消火訓練施設)	実火災を想定した実践的訓練施設	H7	合同での前提で可
	神奈川県	第1訓練棟(都市施設訓練施設)	実火災を想定した実践的訓練施設	H7	合同での前提で可
	神奈川県	第2訓練棟(トンネル訓練施設等)	トンネル内の車両火災、地下街の火災等を想定した泡放射訓練を行える施設	H7	合同での前提で可
	山梨県	濃煙熱気実火災訓練装置	熱気と煙を発生させた実火災体験訓練を行える施設	H22	なし
	山梨県	模擬火災訓練家屋	2階建て一般住宅を想定した訓練施設	H22	なし
	長野県	火災体験棟	室内に煙と熱気を充満させ、実火災を想定した訓練を行う施設	S60	可
	長野県	主訓練棟	室内に煙と熱気を充満させ、実火災を想定した訓練を行う施設	S59	可
中部 ブ ロ ッ ク	富山県	実火災訓練施設	模擬家屋や車両、模擬オイルタンクを燃焼させ、実際の火災を想定した訓練を実施できる施設	H24	未定
	富山県	水難救助訓練施設	床を上下に移動させて水深の設定変更や、気泡発生装置により濁水状態とするなど水難救助訓練を行うことができる施設	H24	未定
	富山県	山岳救助訓練施設	山岳現場を想定した救助訓練を行うことができる施設	H24	未定
	富山県	高層訓練棟複合訓練施設	高層建築物火災対応訓練や梯子車架梯訓練、消火訓練室など総合的な訓練を行うことができる施設	H24	未定
	富山県	屋内訓練施設	積雪時や雨天時に屋内でも訓練を実施できる施設	H24	未定
	静岡県	消火訓練施設	模擬火災を発生させ、実火災を想定した訓練を行える施設	S60	なし
	静岡県	濃煙熱気消火訓練施設	熱、濃煙を発生させ、初期の実火災を体験できる施設	H17	なし
	三重県	模擬消火訓練装置(AFT)	プロパンガスバーナーによって火災を発生させ、また、同時に訓練室内にもぎ煙を充満させることにより、実火災を模擬するとともに、消火作業時の放水を水センサーが感知し、火勢を制御する消火訓練システム施設	H12	近隣県への貸し出しあり
近畿 ブ ロ ッ ク	滋賀県	濃煙熱気隧道	施設内に熱気と模擬煙を充満させることにより、実火災を想定した訓練を行える施設	H17	不可
	京都府	耐熱耐煙訓練室	室内を高温・濃煙にし、建物内での消火活動や救助・救出訓練を行える施設	S61	不可
	兵庫県	模擬消火訓練装置(AFT)	プロパンガスバーナーによって火災や模擬煙を発生させるとともに、火勢を制御する消火訓練システム施設	H16	不可
中国・四国 ブ ロ ッ ク	島根県	耐煙消火訓練場	濃煙を訓練室内に充満させ、濃煙中への空気呼吸器を着装した屋内進入が体験できる施設	H1	不可
	広島県	移動式消防訓練施設	室内で放水、検索、救助訓練等が可能であり、移動可能なため他の訓練施設と組み合わせでの訓練が可能な施設。ただし、施設内で燃焼させることはできない。	H21	可
	徳島県	濃煙熱気供給設備	各階、確執に熱風を起こり込むとともに、模擬煙を充満させることが可能な施設	H16	不可
	香川県	模擬消火訓練装置(AFT)	プロパンガスバーナーによって火災や模擬煙を発生させるとともに、火勢を制御する消火訓練システム施設	H17	不可

ブロック	都道府県 政令市	施設名称	当該施設での主な訓練内容	設置年	他校への 貸し出し
九州 ブロッ ク	佐賀県	模擬消火訓練装置(AFT)	プロパンガスバーナーによって火災や模擬煙を発生させるとともに、火勢を制御する消火訓練システム施設	H22	不可
	長崎県	耐熱耐煙訓練施設	室内で木材を燃焼させ、煙の中性帯をかくにんするとともに煙の濃度、温度の違いを体験できる施設	S58	なし
	大分県	濃煙熱気訓練施設	室内にも模擬煙を充満させることにより実火災に近い状況をつくり、人名検索、消火訓練等を行う施設	H12	不可
	沖縄県	主訓練棟と補助訓練棟	主訓練塔と補助訓練塔を地下で連結し、堅坑訓練、消防設備訓練塔の他、迷路室を設け人名検索等を行う訓練施設	H8	なし
	沖縄県	火災想定訓練施設	油によって火災を発生させることにより、実践的な消防活動訓練を行う施設	H8	なし
指定都 市ブロッ ク	東京都	模擬消火訓練装置(AFT)	プロパンガスバーナーによって火災や模擬煙を発生させるとともに、火勢を制御する消火訓練システム施設	H7	なし
	東京都	模擬消火訓練装置(AFT)	火災を発生させ、また同時に訓練室内に模擬煙を充満させることにより、実火災を模擬した消火訓練を行える施設	H7	なし
	東京都	火災訓練用ユニットハウス	ユニットハウスを複数組み合わせることにより街区を構成し、実践的な訓練を行える施設	H7	なし
	東京都	実火災体験型施設	室内で木材等を燃焼し、熱気と煙を発生させ、実火災を想定した訓練を行える施設	H22	なし
	東京都	主訓練棟、補助訓練棟	中高層建物火災、街区火災、特殊災害等の各種訓練を行える実践的訓練施設	H9	なし
	東京都	学生訓練棟	各種災害を想定した総合訓練を行える施設	H9	なし
	横浜市	模擬消火訓練装置(AFT)	プロパンガスバーナーによって火災や模擬煙を発生させるとともに、火勢を制御する消火訓練システム施設	H10	なし
	横浜市	火災訓練用ユニットハウス	移動可能な2階建て及び平屋の訓練ハウスで総合的かつ実践的な訓練を行うことができる施設	S61	なし
	名古屋市	震災訓練施設	倒壊建物を想定したガレキ救助訓練施設	H22	検討中
	名古屋市	防災技術訓練センター	火災等各種災害を想定した訓練、消防用設備を活用した訓練が実施できる施設	H2	可
	京都市	総合訓練棟	中高層建物火災特有の消防戦術訓練や火災室内の人名検索等、実践的な訓練を行える施設	H21	不可
	京都市	実火災訓練室	火災室内の人名検索訓練や、実火災と同様の濃煙・中性帯を体感できる施設	H21	不可
	京都市	熱気体験室	火災と同等の熱気を体験できる施設	H21	不可
	京都市	火災訓練室	共同住宅やホテルを模した訓練を行う施設	H21	不可
	京都市	山岳訓練場	山岳斜面や傾斜地での転落事故を想定した訓練を行える施設	H21	不可
	京都市	低所救出訓練場	下線への転落事故等の救助事故現場対応訓練を行える施設	H21	不可
	京都市	震災訓練場	生き埋めになった生存者の救出訓練を行う施設	H21	不可
	京都市	洞道訓練場、洞道訓練用竖穴	狭隘な場所での消火・救助訓練を行う施設	H21	不可
	京都市	訓練用消防設備	さまざまな消防設備等を使用した訓練を行う施設	H21	不可
	京都市	模擬防災センター	大規模建物の防災センターにおいて、操作盤の操作訓練を行える施設	H21	不可
	京都市	街区訓練場	街区のレイアウトを想定した訓練を行う施設	H21	不可
	大阪市	移動式濃煙熱気実火災訓練施設	室内で薪等を燃焼させ、濃煙熱気環境を想定した訓練を行う施設	H21	なし
	神戸市	総合訓練塔	各種火災を想定した訓練や救助救出訓練、梯子車操作訓練等を行う施設	H23	不可
福岡市	高温多湿訓練施設	温風暖房機及び水噴霧加湿装置により、高温多湿空間を模した訓練を行う施設	H14	可	

消防学校における女性専用施設等の整備状況に係る調査結果

【平成24年度】

問1. 職員教育	開講	うち女性受講者あり	実施形態				(未開講)	
			宿泊	一部宿泊	通学	その他		
初任教育	55	47	55	0	0	0	0	
専科教育	警防科	37	4	26	1	10	0	18
	特殊災害科	30	0	23	1	5	1	25
	予防査察科	41	20	28	1	11	1	14
	危険物科	21	4	16	0	5	0	34
	火災調査科	36	11	25	1	9	1	19
	救急科	52	32	39	2	10	1	3
幹部教育	救助科	50	2	42	1	7	0	5
	初級幹部科	31	10	18	2	11	0	24
	中級幹部科	37	5	26	0	11	0	18
	上級幹部科	28	3	14	1	13	0	27
【参考】その他の教育	53教科		20	1	32	0		

(単位:校 ※「その他の教育」の単位は教科数)

【平成24年度】

問2. 団員教育	開講	うち女性受講者あり	実施形態				(未実施)	
			宿泊	一部宿泊	通学	その他		
基礎教育	34	17	13	1	20	0	21	
専科教育	警防科	18	4	5	0	13	0	37
	機関科	25	5	11	3	11	0	30
幹部教育	初級幹部科	38	10	19	2	17	0	17
	中級幹部科	39	6	21	3	15	0	16
その他の教育	26教科		6	1	17	2		

(単位:校 ※「その他の教育」の単位は教科数)

問3. 施設の有無	有	無					
専用宿泊室	54	1	(内訳)				
			同一棟	別棟			
			46	8			
浴室・シャワー	55	0	(内訳:延べ数)				
			浴場	共用個室風呂	共用シャワー	部屋風呂	部屋シャワー
			26	16	9	13	5
トイレ	55	0					
洗面所	54	1					
洗濯室	55	0					
休憩・談話室	20	35					

(単位:校)

問6. 施設改修予定	有	無	(内訳・具体的な内容等)
改修予定	6	49	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の建替(予定、計画) 3校 ・新設(女性用施設に限る) 1校 ・増築、改修(女性用施設に限る) 2校

(単位:校)